

第 60 号議案

神戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の件

第 60 号議案

神戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の件

神戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 11 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

神戸市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年10月条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（葬祭補償） 第18条 消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、<u>政令第11条に規定する額</u>を支給する。 附 則	（葬祭補償） 第18条 消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、<u>315,000円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額</u>を支給する。 附 則

(葬祭補償の額に関する暫定措置) 第7条 当分の間、第18条の規定による金額が、<u>政令附則第4条に規定する額に満たないときは、第18条の規定にかかわらず、政令附則第4条に規定する額を葬祭補償の額とする。</u>	(葬祭補償の額に関する暫定措置) 第7条 当分の間、第18条の規定による金額が、<u>補償基礎額の60倍に相当する額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該60倍に相当する額を葬祭補償の額とする。</u>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の神戸市消防団員等公務災害補償条例(以下「新条例」という。)第18条及び附則第7条の規定は、令和8年4月1日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の神戸市消防団員等公務災害補償条例(以下「旧条例」という。)第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第7条の規定による金額により支給されたものの支払は、新条例第18条又は新条例附則第7条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年11月政令第335号)の改正に伴い、条例を改正する必要があるため。